**千代田区病児・病後児保育利用連絡票**

第２号様式

【保護者記載】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 児童  氏名 |  | | 性別 | 生年月日年 | 在籍保育施設名 |
| 男・女 | 年 月 日  （　　歳　　ヶ月） |  |
| 保護者  氏名 |  | 申込者住所 | 〒  千代田区  　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　（　　　　）　　　　　（自宅・携帯） | | |

【医師記載】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 該当する病名・病状に○印をお願いします。 | | | | |
| ＜病名＞  01 急性上気道炎  02 気管支炎  03 ＲＳウイルス  04 喘息・喘息性気管支炎  05 クループ症候群  06 中耳炎  07 感染性胃腸炎（下痢・嘔吐）  08 流行性角結膜炎（はやり目）  09 伝染性膿痂疹（とびひ）  10 突発性発疹  11手足口病 | | 12 へルパンギーナ  13 流行性耳下腺炎（おたふく）  14 麻疹  15 風疹  16 水痘（みずぼうそう）  17 溶連菌感染症  18 アデノウイルス感染症  （咽頭結膜熱・プール熱）  19 ヒトメタニューモウイルス  20 インフルエンザ（Ａ／Ｂ）  21 新型コロナウイルス感染症  22 その他（　　　 　　　　　　　　） | ＜症状＞  01発熱  02下痢  03嘔吐  04咳嗽  05喘鳴  06発疹  07その他（ ） | ＜迅速診断＞  01 インフルエンザ （Ａ／Ｂ／－／未）  02 新型コロナ （＋／－／未）  03 アデノウイルス （＋／－／未）  04 溶連菌 （＋／－／未）  05　RSウイルス （＋／－／未）  06 マイコプラズマ （＋／－／未）  07 ヒトメタニューモ （＋／－／未）  08 ロタウイルス （＋／－／未）  09 ノロウイルス （＋／－／未）  10 その他 （　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 病状 | 経過や現在の状態について、ご記入ください。  ※病日　　日目 | | | |
| 食事 | 01 普通食　　02 胃腸食　　03 離乳食（前期・中期・後期）　　04 ミルクのみ  05 アレルギー食（除去内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |
| 留意点　　なし ・ あり（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |
| 処方  内容 | 薬品名・用量・用法 | | | |
| その他 | 安静度、配慮すべきこと等がありましたらご記入ください。 | | | |
| ※**裏面の「対象疾患・受入れ可能な状態」をご確認の上、**以下の【　】内への記入及び可能な保育に〇印を付けてください。  当該児童については、診察の結果、  【　　 　月　 　　日 】 から　【　病児保育　・　病後児保育　】 の利用が可能と思われます。  年 　　　月　　　日  医療機関名  医師名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印  所在地  電話番号 | | | | |

**病児・病後児保育の対象疾患・受入れ可能な状態**

|  |  |
| --- | --- |
| 病児保育 | 病後児保育 |
| 病気の回復期に至っていないが、医療機関に入院する必要がなく、症状の急変が生ずるおそれのない状態  ※麻疹、水痘、新型コロナウイルス感染症は利用できません。 | (１)　感冒、下痢等日常的にかかる疾患  　　　➤急性期（病気を発症して間もない時期など状態が急速に悪化する時期をいう。）を経過した状態  (２)　気管支炎、喘息等の呼吸器系疾患  ➤発作が治まった状態  (３)　学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症　（注）  　　　➤他の児童に感染するおそれのある感染期を経過した状態  (４)　骨折、熱傷、火傷等の外傷性疾患  ➤症状が安定した状態 |
| （**注）感染症での利用の場合は、以下の「病後児保育利用のめやす」をご確認ください。**  ◆ 病児保育…「病後児保育利用のめやす」に至っていない状態（登園停止期間を含む）  ◆　病後児保育…「病後児保育利用のめやす」に至っているが、食欲がない、疲れやすい等保育施設での集団活動が難しい状態 | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 感染症名 | 病後児保育利用のめやす |
| １ | 麻疹（はしか） | 解熱後３日を経過してから |
| ２ | 風疹（三日ばしか） | 発疹が消失してから |
| ３ | 水痘（水ぼうそう） | すべての発疹が痂皮化してから |
| ４ | 流行性耳下腺炎  （おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| ５ | 結核 | 感染のおそれがなくなってから |
| ６ | 咽頭結膜熱（プール熱） | 主な症状が消え２日間経過してから |
| ７ | 流行性角結膜炎 | 感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから |
| ８ | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで |
| ９ | 腸管出血性大腸菌感染症  （Ｏ157 Ｏ26 O111等） | 症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、４８時間をあけて連続２回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから |
| １０ | 急性出血性結膜炎 | 医師が感染の恐れがないと認めるまで |
| 11 | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 医師が感染の恐れがないと認めるまで |
| １２ | 溶連菌感染症 | 抗菌薬内服後24～48時間経過していること |
| １３ | マイコプラズマ肺炎 | 発熱や激しい咳が治まっていること |
| １４ | 手足口病 | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響が無く、普段の食事がとれること |
| １５ | 伝染性紅斑（リンゴ病） | 全身状態が良いこと |
| １６ | 感染性胃腸炎  （ノロ、ロタ、アデノウイルス等） | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること |
| １７ | ヘルパンギーナ | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| １８ | ＲＳウイルス感染症 | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと |
| １９ | ヒトメタニューモウイルス感染症 | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと |
| ２０ | 帯状疱疹 | すべての発疹が痂皮化してから |
| ２１ | 突発性発疹 | 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと |
| ２２ | インフルエンザ | 発症した後５日を経過し、かつ解熱した後３日を経過するまで |
| ２３ | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後５日を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過すること（無症状の感染者の場合は、検体採取日を０日目として、５日を経過すること。） |